# 宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)中間案の概要



# 1 基本的事項

## 1 計画の趣旨等

▽ 宮城県犯罪被害者等支援条例(R6.4.1施行)に 基づき、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ 計画的に推進するために知事が策定する計画

 ▼ 新・みやぎの将来ビジョン取組14「暮らし続けられる 安全安心な地域の形成」や SDGsゴール5・16・17にも寄与

▽ 県を含む行政機関や団体等の施策・取組を記載

#### 2 計画期間·進行管理

- ▽ 国の「第5次犯罪被害者等基本計画(仮称)」と の整合からR8~R12年度の5年間に設定
- ▽「宮城県犯罪被害者等支援審議会」での 審議等を踏まえ、施策の充実を図る

区分	R7	R8~R12
県	1期	2期
围	4次	5次

[22]

#### 3 犯罪被害者等が置かれている状況

▽ 犯罪被害者等は、**直接的被害**のみならず、**二次的被害**と呼ばれる様々な困難や悩みに直面

【二次的被害の例】

生活の変化	心身の変化
・長期の通院や入院が必要となる	・被害時の場面が頭に浮かぶ
・転居を余儀なくされる	・孤立していると感じる
・学校・仕事に不都合が生じる	・PTSD等の症状が出現する

# 2 犯罪被害者等を支える14の基本的施策 [81]

※【】は各基本的施策内の施策数

## 基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

#### 基本的施策1 安全の確保(第12条)【17】

緊急避難場所の情報提供及び同行支援/DV被害者等に対する支援/要保護女性・児童に対する支援/法律相談/再被害防止対策/ストーカー事案対応/「被害者等通知制度」及び加害者の矯正処遇・教育/犯罪被害防止のための防犯活動/特殊詐欺電話撃退/刑事手続時の負担軽減/インターネット上の人権侵害対応/個人情報保護の徹底/二次的被害の防止/「心情等聴取・伝達制度」/「被害者参加制度・意見陳述制度」/「意見等聴取制度」/「被害者連絡制度」

# 基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)【5】

障がいを有する犯罪被害者等への支援/精神保健福祉の相談機関における支援/女性のための相談機関における支援/学校における心のケア/カウンセリングの充実

## 基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組

[20]

## 基本的施策3 居住の安定(第13条)【3】

県営住宅の活用による支援/民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実/民間賃貸住宅の媒介等に関する支援

## 基本的施策4 雇用の安定(第14条)【3】

「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知/就職支援窓口の運営/労働 相談及び個別労使紛争あっせんの実施

# 基本的施策5 損害賠償の請求に関する支援(第15条)【2】

\_\_\_\_\_ 仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターとの連携/損害賠償に係る各種制度の情報提供

#### 基本的施策6 経済的負担の軽減(第16条)【12】

「犯罪被害者給付金制度」/犯罪被害者等見舞金の給付/刑事手続等における経費負担の軽減/「公費負担制度」/一時避難に要する費用の負担/被害品の早期発見と還付/犯罪の水際対策/特殊詐欺事件の早期対応/緊急支援金の支給/自動車事故の被害者への支援/暴力団犯罪に係る見舞金の支給/性暴力等に係る医療費負担

# 基本目標3 支援等のための体制整備への取組

[23]

#### 基本的施策7 相談及び情報の提供等(第11条)【3】

重層的支援に向けた支援体制の構築/各種相談窓口での相談対応/犯罪被害者支援 制度の広報や周知

#### |基本的施策8 |民間支援団体等に対する支援(第18条)【5】

DV被害者等支援団体/犯罪被害者等の自助グループン自死遺族支援団体/犯罪被害者等早期援助団体/性暴力被害相談支援団体

## 基本的施策9 人材の育成(第19条)【3】

各機関の職員の育成/県民や事業者の育成/指定被害者支援要員の育成

#### |基本的施策10 |被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援(第21条) 【8】

要保護児童に対する支援/障がいを有する犯罪被害者等への支援/高齢者虐待防止対策/性暴力被害相談支援センター宮城/性犯罪相談電話の運用/性犯罪採取キットの整備/DV被害者に対する支援/一時避難に要する費用の負担

## 基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援(第22条)【4】

事件発生地が県外である場合の支援/他都道府県警察犯罪被害者支援室との連携/ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用/死傷者多数事案に対応する支援要員の配置

#### 基本目標4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 [16]

## 基本的施策12 学校における教育の実施(第20条)【6】

人権教室等による人権啓発活動/「命を大切にする教育」等/DV防止啓発事業/自他を大切にする学校教育/教育機関への講師派遣/防犯教室等

#### 基本的施策13 普及啓発(第25条)【8】

「犯罪被害者週間」/被害者支援制度等/「公共交通事故被害者等支援フォーラム」/性被害防止啓発等/精神保健福祉/交通事故被害者/少年非行・犯罪等防止/消費生活

### 基本的施策14 調査研究(第26条)【2】

市町村に対する実態調査/性犯罪被害者協力医療機関アンケート